

稲城市の住所整理について

都市建設部 まちづくり再生課

1 概要

稲城市では土地の地番を住所・所在地として使用しているため、分合筆等の影響により並びが乱れ、わかりにくくなっている箇所等があります。これを解消するため、稲城市住所整理基本方針に基づき、市内全域を対象に住所整理を進めています。

住所整理の実施にあたり、町割りや町名等の検討が必要となることから、地域住民等で構成される稲城市住所整理地区市民検討会を立ち上げ、検討を行います。

検討結果がまとまった段階で市長報告を行い、その後、稲城市住所整理審議会の答申、市議会の議決を経て、住所整理を実施します。

なお、住所整理は、実施地区の状況や、地区市民の意向を踏まえて、「住居表示」又は「町界町名地番整理」の適切な手法で実施するものとしています。

これまでに、多摩ニュータウン事業により、向陽台地区、長峰地区、若葉台地区に新たな町界町名を設定したほか、土地区画整理事業により都市基盤整備が完了した区域等である、平尾地区、坂浜三丁目、坂浜四丁目、坂浜五丁目の一部等について、町界町名地番整理を実施しています。今後も、都市基盤整備の進捗に併せ、住所整理を行っていく予定です。

2 現在実施中の地区の状況

(1) 坂浜地区の一部【別図1】

坂浜地区では、令和元年9月に地域住民等による稲城市住所整理地区市民検討会を立ち上げ、住所整理の方針について検討し、坂浜一丁目から八丁目の町割りを作成しました。令和5年3月4日には、稲城小田良土地区画整理事業の換地処分にあわせ、町界町名地番整理により、坂浜三丁目、坂浜四丁目、坂浜五丁目の一部等の住所整理を実施しました。

これに続き、現在、坂浜一丁目及び坂浜二丁目の住所整理を進めています。

同地区の住所整理につきましては、稲城市で初めてとなる住居表示による住所整理を予定しており、令和6年11月の稲城市住所整理審議会の答申、令和7年12月の稲城市議会の議決を経て、作業を進めています。

(今後の予定)

- | | |
|-------|---------------|
| 令和7年度 | 町区域の変更等の告示 |
| | 現地調査等実施 |
| 令和8年度 | 住居表示実施の告示 |
| | 住所変更手続きの説明会開催 |
| | 住所変更実施（秋頃予定） |

(2) 矢野口・東長沼・百村地区の一部【別図2】

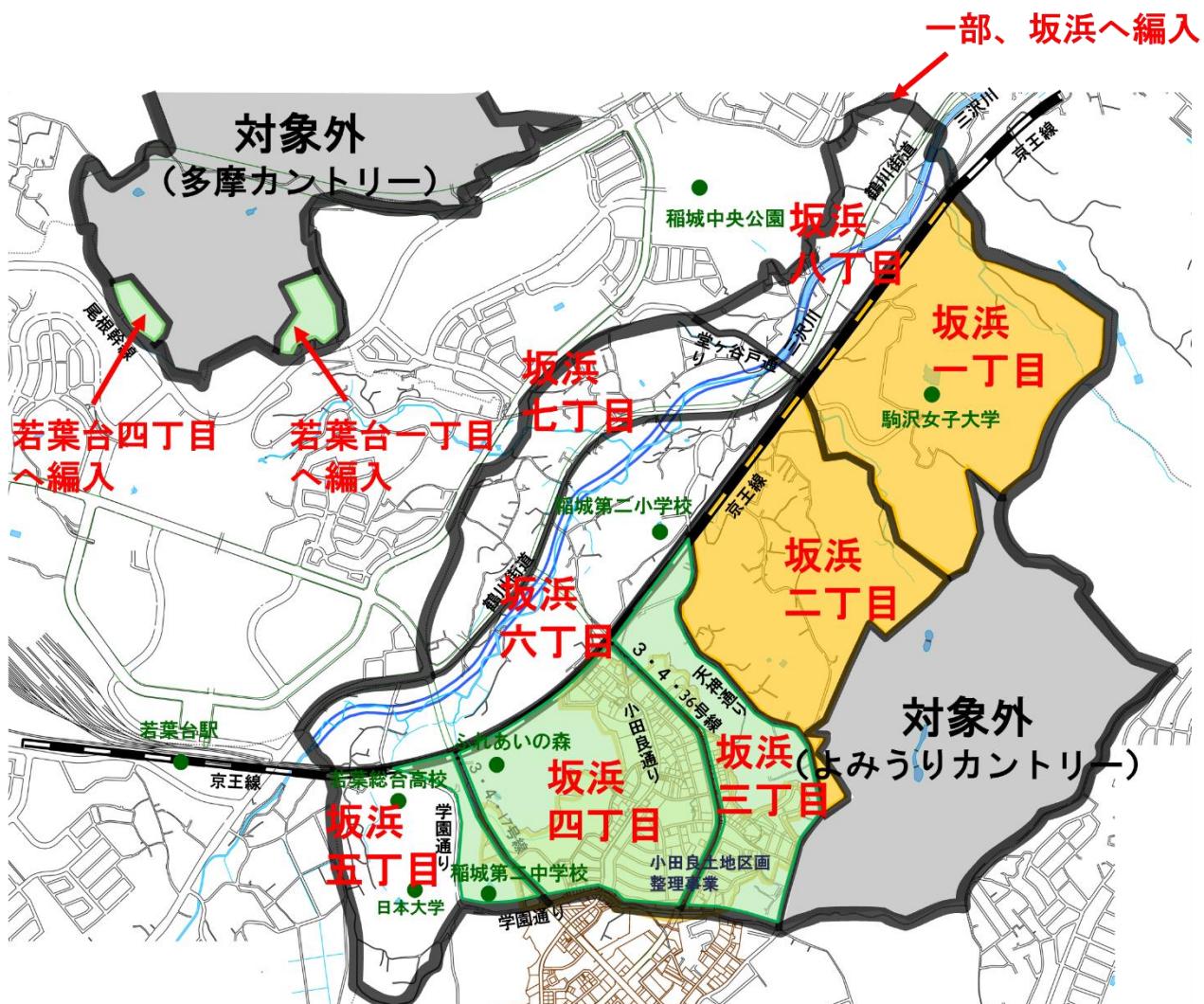
令和3年10月に地域住民等による稻城市住所整理地区市民検討会を立ち上げ、稻城南山東部土地区画整理事業の換地処分に併せた住所整理の方針について、検討を重ねました。検討結果は、「新しい町の名称を設定する」、「新しい町の名称を『南山（みなみやま）』とし、町割りを南山一丁目から四丁目とする」、「町界町名地番整理の手法とする」等となり、令和7年2月に市長報告がなされ、同年8月の稻城市住所整理審議会の答申、同年12月の稻城市議会の議決を経て、作業を進めています。

(今後の予定)

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 令和7年度 | 町区域の変更等の告示 |
| 令和8年度 | 現地調査等（令和9年度まで） |
| 令和9年度 | 住所変更手続きに関する説明会 |
| | 住所変更実施 |
| | （稻城南山東部土地区画整理事業の換地処分に併せて実施） |

【別図1】

坂浜地区



住所整理完了区域

住所整理予定区域 (現在実施中)

【別図2】

矢野口・東長沼・百村地区の一部

